

町からのお知らせ



住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。

申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

〈公営住宅〉 所得の月額基準：158,000円以下（裁量階層 214,000円以下）

【先月に引き続き募集している住宅】

《泉町団地》（1号棟）2LDK 1戸、（2号棟）3LDK 1戸、（3号棟）3LDK 2戸

《栄町団地》3LDK 2戸

《新沙留団地》2LDK 1戸、3LDK 1戸

〈特定公共賃貸住宅〉 所得の月額基準：158,001円～487,000円

【先月に引き続き募集している住宅】 《新沙留団地》～3LDK 1戸、2LDK 1戸

〈注意事項〉

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ（<http://www.town.okoppe.lg.jp>）または、下記へお問い合わせください。

※家賃は、所得に応じて変わります。

※所得の月額基準の裁量階層は、同居者に小学校就学前の方がいる場合など、一定の条件を満たす方が対象となります。

※原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。

【入居申込資格】

・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方で、連帯保証人が1名いること。

※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 2月17日（月）17：15まで

【問い合わせ先】 建設課 建築維持係（Tel 82-2166）

令和2年度 保育所入所幼児の募集について

令和2年4月から保育所（興部・沙留）に入所を希望される幼児を次のとおり募集しますので、希望される方は期日までに手続きされますようご案内いたします。

1. 入所できる幼児

保育所へ入所できる幼児は、保護者及び同居の親族その他の者全員が居宅内外で労働している等により、保育を必要とすると認められた場合です。

2. 入所定員

興部保育所 45名（1歳児～3名、2歳児～6名、3歳以上児～36名）

沙留保育所 45名（1歳児～1名、2歳児～4名、3歳以上児～40名）

3. 入所申込み手続き

新たに入所を希望される方、また現在入所されていて継続入所を希望される方は、関係書類を期日までに提出してください。

〈申請書等の配布及び提出先〉

福祉保健総合センター「きらり」、沙留出張所、興部保育所、沙留保育所

4. 入所の決定

幼児の家庭状況等に基づき審査を行い、定員を超える場合は、保育の必要性が高いとみなされる順から入所決定となりますのでご了承願います。なお、入所が決定しましたら保護者に通知いたします。

5. 保育料

◎1歳児、2歳児の保育料は、入所幼児の保護者及び家族の「町民税所得割額」によって決定します。なお、町民税の税額は6月に決定されるため、令和2年4月分から8月分までの保育料については「平成31年度町民税所得割額」、9月分から3月分の保育料については、「令和2年度町民税所得割額」をもとに算出します。

◎3歳から5歳児の保育料については、令和元年10月より実施の「幼児教育・保育無償化」制度により無料となります。

6. 副食費（おかず代等）

給食費については、保護者の皆様にご負担いただくこととなります

◎1歳児～2歳児クラスの幼児については、保育料に副食費が含まれています。

◎3歳児～5歳児クラスの幼児については、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の幼児の副食費は免除されます。

7. 申込み締切日 2月3日（月）～2月17日（月）まで

※以降の申込みについては、定員内であれば随時受け付けます。

8. その他

不明な点などがありましたら、福祉保健課 社会福祉係（Tel 82-4120）までお問い合わせください。

平成31年分（令和元年分）所得申告の受付について

平成31年分（令和元年分）の所得申告受付につきまして、次の要領により行いますので、期間内に申告を済ませられますようお願い致します。

■申告が必要な方

- 農業、営業、不動産（小作料、家賃等）などの収入のある方
 - 勤務先で年末調整した場合、所得税が精算されているため申告は不要ですが、次のような方は確定申告をしなければなりません。
 - ①給与の年収が2,000万円を超える方
 - ②給与を2ヵ所以上から受けていて、合算して年末調整していない方
 - ③給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - 公的年金を受給している方で次の要件に該当する場合は、申告が必要です。
 - ①公的年金の収入（年金を2ヵ所以上から受取っている方は、その合計額）が400万円を超える方
 - ②年金収入以外に20万円を超える所得のある方
 - 国民健康保険に加入されている方
 - 後期高齢者医療制度の被保険者の方 など
- ※譲渡申告（土地や建物、株式などの資産を譲渡した人）、贈与申告のある方は、直接、紋別税務署で申告をお願いします。**

■所得のない方も住民税の申告をしてください

所得の額は、国民健康保険税額の算定の基礎となります。申告しないと、所得のない方、少ない方に対する国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。

■公的年金を受給している方も住民税の申告を

日本年金機構等に申告していない配偶者および扶養親族、社会保険料、医療費等の控除を申告することで翌年度の住民税が下がる場合があります。

■申告に必要なもの

- ①給与や年金の源泉徴収票原本
- ②「申告者のマイナンバーカード」または、「通知カードおよび運転免許証等の本人確認書類」
- ③生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療通知書（領収書）
- ④印鑑 ⑤本人名義の金融機関口座番号 など

■医療費控除に必要なもの

- 平成31年中（令和元年中）の領収印がある領収書
- 医療費の明細書（用紙は住民課の窓口または、国税庁のホームページによりダウンロードできます）

※医療費控除については、領収書をまとめずお持ちになる方がいますが、役場での「振り分け作業」や「合計合算額の計算」に時間がかかり、待ち時間が長くなっている状況です。皆様の円滑な申告のため、役場で医療費控除の申告をされる方は、できる限り医療費控除の明細書に記載しお持ちください。やむを得ず医療費通知書または、領収書をお持ちになる方は、次のように整理の上お持ちください。

【領収書の整理方法】

- ①領収書を個人ごとに分ける
 - ②個人ごとに分けた領収をさらに病院・薬局ごとに分け、ホチキス等でまとめる
- ※ホチキスで留める際は左上に一ヵ所で留め、内容、金額が明確に確認できるようにしてください。**

■住宅借入金等特別控除に必要なもの

- ①家屋・土地（ローンに敷地の借入も含まれる場合）の登記事項証明書（原本）
- ②工事請負契約書か売買契約書の写し ③借入金の年末残高証明書

■寄付金控除に必要なもの

- ①寄付先の団体から交付された寄付金の受領書など（寄付金控除）

■確定申告を税務署またはe-taxで申告される方は3月16日（月）まで申告可能です。

■還付申告については、上記日程以前より申告できますが、給与支払者より給与支払報告書、公的年金支払い報告書の提出がない場合は確認できませんので、申告を希望する方は、事前に電話で確認願います。（例年 2月10日頃より受付）

■申告日程（土・日曜日・祝日は申告の受付は行っておりません）

受付月日	対象地区	区分	受付時間	受付会場
2月	17日（月）	浜町・元町・東町	9:00~16:30	役場1階 第1会議室
	18日（火）	本町・仲町		
	19日（水）	幸町・栄町		
	20日（木）	泉町		
	21日（金）	新泉町・新町・北興		
	25日（火）	指定なし	9:00~16:00	
	3月	26日（水）	沙留（西町・汐見町・北浜町・港町・元町） ・住吉	9:00~16:30
27日（木）		沙留（海運町・緑町・旭町） ・富丘		
28日（金）		沙留（指定なし）	9:00~11:30	
2日（月）		旭町・春日町	9:00~16:30	役場1階 第1会議室
3日（火） ~6日（金）	農業者のみ	農業者		
9日（月）	緑ヶ丘・宮下町	一般		
10日（火）	宇津・秋里・豊野	一般		
11日（水） ~13日（金）	指定なし	一般		

※興部町内の会場設定は3月13日までとしていますので、お早めに申告を済ませられるようお願い致します。

※不明な点や詳しい内容についてのお問い合わせ

◎紋別税務署 Tel0158-23-2191（代表）

◎住民課税務係 Tel82-2164（内線225・226）までご連絡願います。

オホーツク農業科学研究センターからのお知らせ

オホーツク農業科学センターでは、下記の日程で町民の皆様を対象とした加工教室を行います。参加をご希望される方は下記の予約受付期間中にお申し込みください。

【パンの加工教室】(受け入れ可能人数 3人～8人)

- 日程 **3月27日(金)** 受付期間⇒2月21日(金)～3月19日(木)
- 時間 13:00～15:30
- 参加料 1,500円

【農産物加工室 施設利用予約について】

- 施設利用可能日時 (火曜日～木曜日 8:30～16:00)
- ・3月の予約受付開始日 2月21日(金) 8:30～

※土日・祝日は、施設利用予約の電話等での受付はしていません。

◎お問合せ オホーツク農業科学研究センター Tel82-2121 担当 山崎

高齢者生活支援ハウス入居者の募集について

高齢者生活支援ハウスの入居者を募集いたします。**希望される方は2月14日(金)までにお申し込みください。**

- ◎募集戸数 ①1人用～1戸 ②2人用～1戸
- ◎入居対象者
 - 興部町に住所を有する60歳以上の方で、自立して生活することに不安のある方
 - 入居決定後、おおよそ1カ月以内に入居することが可能な方
- ◎入居者の決定 申請書を審査し、決定いたします。審査にあたっては、ケアマネジャーによる身体状況等調査が必要な場合があります
- ◎入居予定日 令和2年3月以降
- ◎利用料
 - (1) 事務費～収入により負担額は(0円～50,000円)になります
 - (2) 管理費～①1人用 10,000円 ②2人用 15,000円
 - (3) 電気料・燃料費～使用料実績による
 - (4) 食材料費～1日につき1,000円(月額30,000円)
- ◎申し込み先 ※利用料など詳しい内容については、下記までお問い合わせください。
興部町社会福祉協議会(高齢者生活支援ハウス部門指定管理者)
福祉保健総合センター「きらり」内 Tel82-3300

第40回協会長杯兼武田杯争奪職域対抗バドミントン大会

- ◎日時 **3月8日(日) 9:00開会式 9:30競技開始**
- ◎場所 興部町農業者トレーニングセンター
- ◎種目
 - 団体戦 1部(3ダブルス)「男子W・女子W・混合A」
2部(5ダブルス)「男子W・女子W・混合A・混合B・混合C」
 - 個人戦 「1部男子S・1部男子W・2部男子W・中学男子S」
「1部女子W・2部女子W・中学女子S」
- ◎参加資格
 - ・町内外を問わず、職域・自治会・グループ等で1部は1チーム男2名・女子2名以上、2部は男子3名・女子3名以上で編成する事
 - ・団体戦1部【今までに管内大会に出場した事のある者がチーム内に入っているチーム】
 - ・団体戦2部【原則として初心者を対象とする。但し、2部の判定は協会で行なう】
 - ・個人戦(1部・2部)2部個人戦は、1種目のみしか出場できない。
【団体戦の出場チームが多い時は、中止する場合がある。また参加者数によって、変更する時もある】
- ◎競技方法
 - ・原則として、団体戦は予選リーグ・決勝トーナメントで行なう。
 - ・1部・2部とも、21ポイント3ゲームマッチ。参加チームが多い時は内容変更あり
 - ・個人戦は、トーナメント戦。但し、参加者数によりリーグ戦とする。
- ◎参加費 団体戦 1チーム 5,000円、個人戦 1人 500円
- ◎その他
 - ・主審及び線審は参加選手相互で行う。
 - ・昼食は、各チームでご用意ください。
 - ・万が一の事故につきましては、主催者として責任を負いかねますが、一日保険につきましては、全員加入します。
- ◎申込期限 **2月29日(土) (必着) までに下記へお申込ください。**
- ◎申込先およびお問い合わせ
〒098-1603 興部町東町 川谷昭男 まで
Tel82-3252(自宅)・FAX 82-3223(職場)

【目指せ!5000日!】
令和2年1月31日で
町内の交通死亡事故ゼロ4551日
スピードダウンとシートベルトの全席着用

